小田原市監查委員公表第16号

令和 3 年 7 月13日

小田原市監査委員 数 馬 勝

小田原市監査委員 近藤正道

小田原市監査委員 篠 原 弘

小田原市職員措置請求について (公表)

令和3年5月17日付け地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定により請求人から提出された小田原市職員措置請求 (以下「本件請求」という。)について同条第5項の規定により監査を行ったので、 その結果を次のとおり公表する。

第1 監査の結果

- 1 本件請求のうち、令和2年5月に公営事業部事業課主査(職名は令和2年4月当時。以下「事業課主査」という。)へ支給した給与に関して令和2年4月22日の勤務実態がないとする分の返還を求める件については、請求に理由がないことから、これを棄却する。
- 2 本件請求のうち、令和2年5月に公営事業部事業課事業係長(職名は令和2年4月当時。以下「事業課係長」という。)へ支給した給与に関して令和2年4月21日の勤務実態がないとする分並びに事業課主査へ支給した給与に関して令和2年4月27日及び5月1日の勤務実態がないとする分の返還を求める件については、住民監査請求の要件を欠いていることから、これを却下する。

第2 請求の内容

- 1 請求人の住所及び氏名
 - (1) 住所 小田原市(省略)
 - (2) 氏名 (省略)
- 2 請求書が提出された日

令和3年5月17日(郵送による到達日)

3 本件請求の要旨

(1) 請求の対象行為

令和2年5月に事業課係長及び事業課主査に対して行われた給与の支給

(2) 対象行為が不当である理由

市職員の給与は前月の勤務状況を踏まえて支給されるにもかかわらず、次に掲げる在宅勤務については勤務実態がなく、令和2年5月の給与で減額せずに支給したことは公金の不当な支出である。

- ア 事業課係長が令和2年4月21日に行ったとしている臨時場外事務
- イ 事業課主査が令和2年4月22日に行ったとしている会計年度任用職員 の任用通知作成準備事務(以下「通知準備事務」という。)
- ウ 事業課主査が令和2年4月27日及び5月1日に行ったとしている通知 準備事務
- (3) 請求する措置

事業課係長及び事業課主査に対し、勤務実態がない分に係る給与の返還を 求める。

第3 監査の結果を決定した理由

1 監査の対象とした事項

事業課主査が令和2年4月22日に通知準備事務を行ったか否か、行っていなかった場合には令和2年5月分の給与で減額せずに支給したことが不当な公金の支出に当たるか否か、を監査の対象事項とした。

- 2 監査の対象としなかった事項及びその理由
 - (1) 監査の対象としなかった事項

次に掲げる事務については、監査の対象事項としなかった。

- ア 事業課係長が令和2年4月21日に行ったとしている臨時場外事務
- イ 事業課主査が令和2年4月27日及び5月1日に行ったとしている通知 準備事務
- (2) 監査の対象としなかった理由

ア 上記 2 (1) アについて、請求人は、事業課係長が令和 2 年 4 月 2 1 日に 行ったとしている臨時場外事務は勤務実態がないと主張し、その根拠とし て、同事務は令和 2 年 3 月中に準備を完了させているべき事務であること 及び令和2年4月1日に完了した事務であることを挙げている。そして、 同事務が同日に完了した事務であることを証する書面として、令和2年度 埼玉県営競輪に係る事務の委託に関する契約書が同日に締結されたことを 示す起案文書を提出している。

しかしながら、事業課係長は、令和2年4月21日分の在宅勤務業務計画書兼報告書(様式第2号)(以下「計画書兼報告書」という。)の「業務内容(報告時)」において、「臨時場外事務の執行に必要な関係書類を熟読していた」と記載している。

令和2年度埼玉県営競輪に係る事務の委託に関する契約書の締結に係る事務が令和2年4月1日に完了していることをもって、令和2年4月21日に臨時場外事務の執行に必要な関係書類を熟読するという業務を行っていないとするのは、論理上、正しくない。また、令和2年3月中に準備を完了させているべき事務であるとしても、そのことをもって令和2年4月21日に臨時場外事務の執行に必要な関係書類を熟読するという業務を行っていないとするのも、同様に正しくない。

上述のとおり、事業課係長について令和2年4月21日の勤務実態がないとする理由の立論には重大かつ明白な誤りがあるため、不当の理由たりえておらず、住民監査請求の要件を欠いている。

イ 上記 2 (1) イについて、請求人は、事業課主査の令和 2 年 4 月 2 1 日付 の在宅勤務実施(変更)申請書(様式第 1 号)(以下「実施申請書」という。)の実施予定日に令和 2 年 4 月 2 2 日、 4 月 2 7 日及び 5 月 1 日の記載があることをもって、その 3 日間通知準備事務を行うと記されているとしており、通知準備事務は令和 2 年 4 月 1 日に完了している事務であるから、勤務実態がないと主張している。

しかしながら、事業課主査は、実施申請書と同一の用紙の計画書兼報告書に、令和2年4月22日の業務内容(報告時)として通知準備事務と記載しているのであって、令和2年4月27日及び5月1日の業務内容を報告しているものではない。事業課主査の実施申請書及び計画書兼報告書から、令和2年4月27日及び5月1日について知り得ることは、両日に在宅勤務を予定していたことのみである。

したがって、事業課主査の両日の勤務実態がないという請求人の主張は、 証する書面の添付がなく請求人の憶測に過ぎないこと及び論理上誤りがあ り不当の理由たりえていないことから、住民監査請求の要件を欠いている。

3 監査の経過

- (1) 令和3年5月24日、請求人は、小田原市職員措置請求書の補正を提出した。
- (2) 令和3年6月11日、法第242条第7項の規定により請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人は証拠を提出し、陳述を行った。この陳述には、同条第8項の規定により公営事業部事業課職員が立ち会った。
- (3) 令和3年6月11日、法第199条第8項の規定により、公営事業部副部長(職名は令和2年4月当時)、同部事業課副課長(職名は令和2年4月当時)、事業課係長、事業課主査ほか関係職員から陳述の聴取及び事情聴取を行った。

4 監査委員の判断

(1) 請求人が、事業課主査が令和2年4月22日に通知準備事務を行っていないと主張する根拠は、会計年度任用職員の任用に係る起案文書の完結日が令和2年4月1日と記載されていることから、当該事務は同日に完了しており、約3週間も経った令和2年4月22日に当該事務をしているはずがない、ということであるが、令和2年4月22日に当該事務を行っていなかったことを直接示す証拠に基づき主張しているわけではない。

そこで、事業課主査が令和2年4月22日に通知準備事務を実際に行って いなかったのか及び同日の在宅勤務が所属長の監督下にあったのかを考察す る。

- (2) 令和2年2月から6月にかけて、競輪事業においては、車券発売等に従事する職員の雇用に関し大きな変化があった。
 - 一つは、令和2年4月1日から、会計年度任用職員制度が施行されたことに加え、場外車券発売が職員派遣方式から事務委託方式に変わったことにより、車券発売等に従事する職員の雇用が、従来の開催日ごとに雇用通知を交付する方式から、雇用期間を1年とする任用通知を交付する方式に変わったことである。

もう一つは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年2月から本場は無観客で開催し、場外車券発売は中止したため、車券発売等に従事する職員が勤務を要しない事態が生じていたことである。

このような中、車券発売等に従事する職員の雇用、湘南競輪従業員労働組合(以下「組合」という。)との交渉など、労務関係の業務担当は事業課主査であったことが、事業課の事務分担表及び関係職員からの説明により確認されている。

(3) 事業課主査は、令和2年3月から4月にかけて組合との交渉業務などを行い、その業務と並行するかたちで、令和2年4月22日には通知準備事務を行っていたと質問に対して回答している。また、会計年度任用職員の任用期間は令和2年4月1日からであることから、令和2年4月22日に通知準備事務を行って支障がなかったのかという事情聴取に対し、本場は無観客で開催し、場外車券発売は中止しており、当面は車券発売等に従事する会計年度任用職員の勤務がないことがその時点では見込まれていたため支障はないと考えていた、と答えている。

事業課の所属長であった公営事業部副部長を始めとする事業課主査の上司においても、令和2年3月から4月にかけて組合との交渉業務が行われていたこと及び令和2年4月中旬頃においても通知準備事務が完了していなかったことを承知していた、と事情聴取で述べている。また、事業課主査と同様の理由で令和2年4月22日に通知準備事務を行っても支障がないと考えていた、とも述べている。

事業課主査が令和2年4月中旬に組合との交渉業務をしていたことは組合 との交渉の議事録で確認された。また、令和2年2月以降、本場は無観客で 開催し、場外車券発売は中止し、車券発売等に従事する会計年度任用職員は 令和2年6月21日まで勤務していなかったことは勤怠表により確認された。

(4) 事業課職員の在宅勤務が同課所属長の監督下にあったかについては、事情 聴取において、同所属長は、在宅勤務の実施に当たっては、職員から在宅勤 務業務計画書(様式第2号)の提出があった場合、業務内容を記載するスペ ースが限られていることもあり、実際にどのような業務を行うのか、それは 在宅でできる内容か、などを職員に口頭でもよく確認した上で承認していた とし、事業課主査の令和2年4月22日の在宅勤務の申請についても同様であった、と述べている。また、同所属長は、在宅勤務を行った職員に対しては、計画どおり進んだのか、業務は完了したのかなどを在宅勤務業務報告書(様式第2号)及び口頭で確認しており、事業課主査の令和2年4月22日の在宅勤務の報告についても同様で、通知準備事務がほぼ終了したことを確認したと述べているなど、同日の事業課主査の在宅勤務は、同所属長の監督下にあったと考えられる。

- (5) 事業課主査が令和2年4月22日に通知準備事務を行っていたことを示す 客観的な証拠はないものの、事業課主査が同日に通知準備事務を行っていな いと信じさせる事象は見当たらない。
- (6) 以上のことを踏まえると、事業課主査が令和2年4月22日に在宅勤務として通知準備事務を行っていたと考えることに妥当性がないとは言えない。よって、本件請求には理由がなく、これを棄却する。